

「座間市企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例」の改正について（骨子案）

1 条例改正の背景について

本条例は、一定規模以上の企業投資を行う事業者に対し奨励金等を交付することにより、企業立地の促進及び地域経済の活性化を図ることを目的として制定されたものです。

しかしながら、近年においては本条例に基づく交付実績が少なく、制度が十分に活用されていない状況にあります。

また、本条例は令和8年3月31日をもって適用期限を超える時限措置として制定されていますが、引き続き企業立地の促進を図る必要があることから、当該適用期限を5年間延長し、令和13年3月31日までとした上で、制度の継続を前提とした見直しを行う必要があると考えます。

さらに、現行制度においては、投資要件、補助率及び補助上限額の関係により、制度設計上の不整合が生じていることから、制度の整合性及び実効性を確保するため、所要の見直しを行うもので

2 現在の企業投資奨励金について

要件	要件内容
補助対象地域	工業専用地域、工業地域及び市街化調整区域において都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の許可が得られた地域
対象業種	製造業、情報通信業、自然科学研究所
対象投資額	企業投資額が20億円以上（中小企業者は、5,000万円以上）
奨励金額	企業投資額の100分の10（ロボット関連企業にあっては100分の15）
補助上限額	1億円（中小企業者は、5,000万円）

3 企業投資奨励金の分析

企業が施設等の立地を検討する際には、インフラの整備状況、交通利便性、土地の価格など、様々な要素が考慮されますが、自治体による企業誘致施策も重要な判断材料の一つとなります。

このため、市外企業の誘致や既存企業による設備取得及び再投資といった大規模投資に対する奨励金交付制度は、市内外を問わず企業にとって有効なインセンティブになると考えられます。

本市の企業投資促進条例による支援施策は、制定以降、令和6年度までに25件（約536億円）の企業投資を認定していますが、企業投資奨励金の認定は企業立地に伴う3件にとどまっており、前回見直しを行った令和3年度以降は、交付実績は0件となっています。

加えて、近隣自治体と比較すると、本市の大企業に係る投資要件は著しく高い水準となっており、企業立地検討において不利な要因となっていることが推察されます。

このことから、現行の最低投資額要件（企業投資20億円以上（中小企業者は5,000万円以上））が高く、制度の対象となる事業者が限定されていることが、交付実績が伸びない一因であると分析します。

4 投資要件と補助内容の不整合

現行制度では、大企業について企業投資額20億円以上を要件としている一方、補助率を10/100（ロボット関連企業は15/100）、補助上限額を1億円としています。

このため、最低要件である20億円の投資を行った場合においても、補助率に基づく算定額（10/100で2億円、15/100で3億円）が補助上限額を大きく上回り、結果として補助率どおりの支援が行えない制度構造となっています。

5 企業投資奨励金の見直しについて（案）

本市の企業投資奨励金における最低投資額20億円以上（中小企業者は5,000千万円以上）という基準は、近隣自治体と比較して著しく高く、本市の制度としての優位性を損なっている状況にあります。

一方で、奨励金の交付や固定資産税の不均一課税等により、一時的に財政負担が生じた場合であっても、中長期的には固定資産税、法人市民税の增收や雇用創出等を通じ、市の税収増加につながるものと考えられます。

（1）投資要件の見直し

大企業に係る企業投資額の要件を20億円以上から3億円以上に引き下げる。

（2）補助内容

補助率及び補助上限額については、現行どおりとする。

（3）中小企業の取扱い

中小企業に係る投資要件（5,000万円以上）については、現行どおりとする。

企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例第5条の2の第1項抜粋及び改正（案）

旧	新（案）
市長は、予算の範囲内において、 <u>企業投資額が20億円</u> （中小企業者にあっては5千万円）以上の適用企業等に対し、企業投資奨励金として、企業投資額の100分の10（ロボット関連企業（センサー、知能・制御系及び駆動系の要素を持つ機械システムの全部又は一部を製造している企業をいう。）にあっては100分の15）に相当する額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を交付することができる。ただし、1億円（中小企業者にあっては、5千万円）を上限とする。	市長は、予算の範囲内において、 <u>企業投資額が3億円</u> （中小企業者にあっては5千万円）以上の適用企業等に対し、企業投資奨励金として、企業投資額の100分の10（ロボット関連企業（センサー、知能・制御系及び駆動系の要素を持つ機械システムの全部又は一部を製造している企業をいう。）にあっては100分の15）に相当する額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を交付することができる。ただし、1億円（中小企業者にあっては、5千万円）を上限とする。

・企業投資額は、近隣市を参考にしています。※2

条例制定の施行日は、令和8年4月1日を予定しています。

以上